○外務省告示第三百九十四号

一　平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書」の締約国につき、平成二十九年十一月十五日現在で、次のとおり追加があった（平成十九年九月十二日外務省告示第五百二十四号からの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
イタリア共和国	平成二十一年七月十日	平成二十一年十月十日
ドイツ連邦共和国	平成二十一年十一月二十五日	平成二十二年二月二十五日
ベルギー王国	平成二十二年十月十三日	平成二十三年一月十三日
オマーン国	平成二十三年五月十六日	平成二十三年八月十六日
カンボジア王国	平成二十五年九月十七日	平成二十五年十二月十七日
モロッコ王国	平成二十五年十二月五日	平成二十六年三月五日
サウジアラビア王国	平成十九年十一月六日	平成二十年二月六日
バーレーン王国	平成二十年八月二十六日	平成二十年十一月二十六日
チリ共和国	平成二十年九月十一日	平成二十年十二月十一日
バルバドス	平成二十年十月二日	平成二十一年一月二日
ドミニカ共和国	平成二十一年三月三日	平成二十一年六月三日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成二十一年五月五日	平成二十一年八月五日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十一年五月二十二日	平成二十一年八月二十二日
ジョージア	平成二十二年九月十三日	平成二十二年十二月十三日
コロンビア共和国	平成二十二年十一月二十四日	平成二十三年二月二十四日
ポーランド共和国	平成二十四年一月三日	平成二十四年四月三日
ベナン共和国	平成二十四年四月十七日	平成二十四年七月十七日
マリ共和国	平成二十四年十一月十五日	平成二十四年十一月十五日
ニュージーランド	平成二十五年十月二十三日	平成二十六年一月二十三日
南アフリカ共和国	平成二十七年二月十一日	平成二十七年五月十一日
ノルウェー王国	平成二十八年九月五日	平成二十八年十二月五日
トーゴ共和国	平成二十九年一月二十四日	平成二十九年四月二十四日
リヒテンシュタイン公国	平成二十九年一月三十一日	平成二十九年四月三十日
フランス共和国	平成二十九年三月二十日	平成二十九年六月二十日

二　モンテネグロ政府は、前記の議定書を承継する旨を、平成十九年四月二十六日に国際連合教育科学文化機関事務局長に通告した。

平成二十九年十二月五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百九十五号

平成二十九年十一月二十一日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　草桶左信在ナイジェリア大使

ナイジェリア側　ウドマ・ウド・ウドマ予算・国家計画大臣

平成二十九年十二月五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百九十六号

平成二十九年十一月二十二日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億三千九百万円

3　署名者

日　本　側　倉井高志在パキスタン大使

国際連合開発計画側　イグナシオ・アルタザ・ズリアラン在パキスタン事務所長

平成二十九年十二月五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百九十七号

平成二十九年十一月二十二日にマジュロで、イバイ島太陽光発電システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　イバイ島太陽光発電システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億七千万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十月三十一日

4　署名者

日　本　側　光岡英行在マーシャル大使

マーシャル側　ジョン・M・シルク外務貿易大臣

平成二十九年十二月五日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第千九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七六一九の一二から七六一九の一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健